事 務 連 絡 平成23年11月4日

鹿児島県 保健福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課 高齢者支援課 振 興 課 老人保健課

## 「平成23年11月2日の奄美地方における大雨」により被災した 要介護高齢者等への対応について

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、 介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力 を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難 対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所 (避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業 者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害 等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、 利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしてお り、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費 の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、 被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わない こととします。
- 4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50 条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市 町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、 当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。